

入試年度	2026年度入試	研究科	会計ファイナンス研究科
課程	専門職学位課程	コース	
入試期	4期	入試方式	AO入学試験
分野	会計		
出題問題	別ファイル参照		
出題意図及び解答又は解答例 ※試験問題自体を公開しない場合はその理由			
出題意図	問題1 出題意図 本問は、利潤を金銭的利益に限定せず、行為の結果として生じる満足の増大(不安の減少)という本源的概念として理解できているかを確認することを目的とする。あわせて、利潤が行為の目的と結びついた主観的価値判断の結果であることを把握しているかを問う。 問題2 出題意図 本問は、利潤・損失が精神的現象であり、計測や正確な伝達が不可能である理由を、主観的価値判断の性質から説明できているかを確認することを目的とする。 問題3 出題意図 本問は、市場経済における貨幣計算が示す利潤・損失と、個人の心理的利潤・損失とを明確に区別して理解しているかを確認することを目的とする。 問題4 出題意図 本問は、貨幣による利潤・損失が社会的評価を反映する社会現象であることを理解しているかを確認するとともに、インフレが存在する場合に貨幣評価の解釈が影響を受ける点について理解しているかを問う。 問題5 出題意図 本問は、貨幣を「次の取引のために、誰もが喜んで受け取ってくれるもの」と定義したうえで、利潤・損失が貨幣的評価によってどのような性質をもつものとして理解されるかを説明できているかを確認することを目的とする。		
解答又は解答例	本問題は論述式の筆記試験問題であり、解答は一義的でないため、以下に、採点時の基準や観点等を示している。採点にあたっては、以下の点を総合的に評価する。 問題1 本文における「広義の利潤」とは、行為の結果として生じる利得を意味し、金銭的利益に限定されない概念である。それは、行為によってもたらされた満足の増大、すなわち不安の減少として把握され、得られた結果に対して高く評価される価値と、その達成のために支払われた犠牲に対して低く評価される価値との差として説明される。換言すれば、広義の利潤とは収益から費用を差し引いたものであり、行為が目的を達成した場合に生じるものである。行為の目的が達成されなければ、利潤は生じず、場合によっては損失、すなわち満足の減少が生じる。 問題2 利潤と損失が「精神的現象」であり「計測できない」とされるのは、それらが行為主体の主観的価値判断と満足の程度に依存するからである。満足や不満足は数量として測定できる客観的尺度を持たず、比較可能な形で表現することができない。 そのため、ある選択が他の選択よりも適していると示すことはできても、その満足の差がどれほど大きいかを正確に他者に伝えることはできない。この結果、利潤や損失の強度については、他者への伝達に本質的な制約が生じる。 問題3 市場経済において貨幣計算によって示される利潤・損失は、受取金額と支払金額との差として表されるものであり、行為主体の心理的満足や不満足を直接示すものではない。 心理的利潤・損失が個人の内的評価であるのに対し、貨幣的利潤・損失は、市場取引を通じて観察される客観的な結果である。したがって、貨幣上の利潤が大きいことが、必ずしも大きな心理的満足を意味するわけではなく、両者は明確に区別されるべきである。 問題4 貨幣によって示される利潤・損失が「社会現象に関する言明」であるとは、それが個人の心理的満足を示すものではなく、市場における交換を通じて、社会の他者が当該行為をどの程度評価したかを反映しているという意味である。貨幣的利潤・損失は、社会的協業への寄与に対する他者の評価が、取引価格という形で表れた結果である。 しかし、インフレが存在する場合、貨幣の購買力は変化するため、名目上の利潤・損失は必ずしも実質的な社会的評価の変化を示すとは限らない。物価上昇による金額の増減は、評価の変化ではなく貨幣価値の変化を反映している場合があるため、貨幣的利潤・損失の解釈には注意が必要である。 問題5 貨幣とは「次の取引のために、誰もが喜んで受け取ってくれるもの」である。このように貨幣を定義すると、利潤および損失は、個人の心理的満足や不満足を示すものではなく、市場においてその行為が次の取引に値すると評価されたか否かを示す貨幣的評価の結果として理解される。 利潤とは、受取額が支払額を上回った状態であり、当該行為の成果が他者に受容され、次の取引へと接続されたことを意味する。一方、損失とは、支払額が受取額を上回った状態であり、その行為が市場において十分な評価を得られず、次の取引に結びつかなかったことを示す。 したがって、貨幣的利潤・損失は、主観的で計測不能な価値判断を、社会的に共有可能な形へと変換した結果であり、個人の幸福や心理的利潤の大きさと混同してはならない。		

入試年度	2026年度入試	研究科	会計ファイナンス研究科
課程	専門職学位課程	コース	
入試期	4期	入試方式	AO入学試験
分野	会計		
出題問題	別ファイル参照		
出題意図及び解答又は解答例 ※試験問題自体を公開しない場合はその理由			
出題意図	財務会計の期間損益計算の基礎的な概念として費用収益対応の原則があるが、それらは売上高に連動する個別対応と、売上高とは連動しない期間対応があるということを回答できるかを評価する。		
解答又は解答例	本問題は論述式の筆記試験問題であり、解答は一義的でないため、以下に、採点時の基準や観点等を示している。採点にあたっては、以下の点を総合的に評価する。 ・期間損益計算の趣旨・費用収益対応の原則の説明をしているか？ ・費用収益対応の中には個別対応、期間対応があることを説明できるか？ ・変動費と固定費の説明ができるか？ ・変動費と個別対応、固定費と期間対応の関係性に言及できるか？ ・販売業では商品は売上原価となる変動費だが、製造業では自社の製造過程で発生した変動費製造費と固定製造費を分けて製品単価が構成されていることまで言及出来れば評価は高い。 ・変動費・個別対応の例として売上原価、期間対応の例として減価償却費や賃借料を例示に回答することを想定している。		

入試年度	2026年度入試	研究科	会計ファイナンス研究科
課程	専門職学位課程	コース	
入試期	4期	入試方式	AO入学試験
分野	法律(税法・会社法・その他関連法)		
出題問題	別ファイル参照		
出題意図及び解答又は解答例 ※試験問題自体を公開しない場合はその理由			
出題意図	会計専門職大学院での学修・研究に必要とされる、所得税法における基礎的かつ重要な事項である違法所得の課税の問題について、基本的な知識の有無やその内容について論理的で一貫した文章で解答を作成できるか否かを問うもの。		
解答又は解答例	本問題は論述式の筆記試験問題であり、解答は一義的でないため、以下に、採点時の基準や観点等を示している。採点にあたっては、以下の点を総合的に評価する。 【解答例】 (佐藤英明『スタンダード所得税法〔4版〕』(弘文堂、2024)22-24頁の記述を参照して作成。) 犯罪による利得など、私法や刑事法において「違法」とされる利得が「所得」として課税の対象となるか、ということには、少し議論の余地があります。「違法な所得」は所得として課税の対象とすべきではないとする考え方の第1は、犯罪利得などを所得として課税することは、国家がその犯罪による利得を是認したことになるため不適切である、とするものです。この考え方の基礎には、国家が麻薬の売買を禁止していながらその売買から得られた利得に所得税をかけるのは違法利得の上前をはねているようではなはだ面白くない(いわば、暴力団の親玉と同じだ)、という感覚が潜んでいるように思われます。第2に、「違法な所得」はいずれ失われるものであるから課税するに値しないとする考え方がありえます。さらに、この考え方の系として、違法な所得は被害者等に返還されることによって利得者から失われるはずであるのに、違法な所得に対して課税することは利得者(加害者)の資力を減らして被害者等の救済を困難にするから適当ではない、という考え方も成り立ちうるでしょう。 しかし、第1説については、包括的所得概念という考え方は事実としての純資産の増加のみを問題にしており、普悪の判断などとは無関係であるという反論が可能です。包括的所得概念の考え方の中には、違法であるか適法であるかという区別は存在しません。あるのは、期中消費または純資産増加にあたるかどうかという判断だけです。そして、そのような意味での「所得」をすべて課税の対象に取り込むことにより「公平」な所得税を実現できるとする発想がこの考え方の基本でした。まじめに働いて得た所得にはわずかな額でも課税し、莫大な犯罪利得は課税対象とならないというのは、公平な所得税制を作るのに適切な考え方とはいえないように思われます。 このように、包括的所得概念が事実を重視する立場だと考えると、第2説に対する応答も可能になります。すなわち、違法な所得は失われる可能性はあるが、現実の問題として、それらが常に失われるわけではありません。そうであれば、違法な所得が稼得された時にいったん課税し、もし、後日、それが失われたならばそれに対応した税額を納税者に返すこととすればよいはずです。課税は人の名誉や身体的自由などとは異なり、金銭のやりとりの問題ですから、このような考え方で十分に対応できると思われます。また、納付された税額が結局返還されるならば、被害者の救済等にも不足はないでしょう。 しかし、第2説は、ここで別の問題も提起しています。すなわち、利得者(加害者)が、法律上、被害者等に返還する義務を負う利得であれば、いわば借入金と同じで、純資産の増加をもたらさないのではないか、という問題です。ここからは、違法な所得を私法上の性質によって分類し、詐欺や強迫など取り消しうるにとどまる意思表示にもとづく利得は基礎となる意思表示が取り消されるまでは有効だから所得として課税しうるが、窃盗や横領などの本来無効な財産移転にもとづく利得はそれを行なった納税者の純資産を増加させず、したがって所得ではない、という解決方法(第3説)が提示されることになります。 第3説は、戦後初期の日本の課税実務も採用していた説で、有力な考え方です。しかし、前述したように包括的所得概念が事実を重視する考え方だとすると、法律的に有効に権原を取得していなくても、現実の管理支配が及んでいる場合、すなわち、その利得を自由に支配し処分できる状況にあるならば、やはりそれを所得と考えるのが、一貫した結論ということになると思われます。 結論として、法律上の性格を問わず、現実には納税者に純資産の増加等をもたらすのであれば、それは所得として扱われるのが適切です。		

入試年度	2026年度入試	研究科	会計ファイナンス研究科
課程	専門職学位課程	コース	
入試期	4期	入試方式	AO入学試験
分野	ファイナンス、その他(時事問題)		
出題問題	別ファイル参照		
出題意図及び解答又は解答例 ※試験問題自体を公開しない場合はその理由			
出題意図	人によって、考えが異なるテーマを出題した。本学の受験者であるビジネスパーソンにとって、身近なテーマとし,解答しやすいテーマとした。		
解答又は解答例	本問題は論述式の筆記試験問題であり、解答は一義的でないため、以下に、採点時の基準や観点等を示している。採点にあたっては、以下の点を総合的に評価する。 ----- 採点基準 各人の考え方を問うので正解はない。 ・回答者の考えが論理的に記述されていると加点 ・3問合計して2ページにわたると加点 ・具体的な事例があると加点 ・箇条書きで記述されていると加点 ・誤字脱字が多く読みにくいと減点 ・3問すべて回答されていないと減点		